

第7章 負担金制度

目次

第1 負担金制度の概要	
1 負担金の意義	P 1
2 給与の総額	P 1
3 職員の区分	P 1
4 負担金率	P 2
第2 負担金の算定	
1 概算負担金の算定	P 5
2 確定負担金の算定	P 5

凡例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
労災法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第1 負担金制度の概要

1 負担金の意義

基金の業務に要する費用は、地方公共団体等の負担金によって賄われています。地方公共団体等は、施行令で定める職務の職種による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、施行令で定める割合を乗じて得た額の合計額により負担金を算定し、基金に納付するとともに、報告書を提出することになっています。（法第49条、法第50条、規則第42条～46条）

区 分	納付期限	内 容
概 算 負担金	会計年度初日 から45日以内 (5月15日)	前々年度の決算書に計上された給与費総額に理事長が定めた率を乗じた額により算定。
確 定 負担金	翌年 9月30日	当該年度の決算書に計上された給与費総額により算定し、当該年度概算負担金額と精算する。過納額については、還付又は次年度の負担金に充当することとされている。

2 給与の総額

給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により支払われる給与の総額をいいます。

手当には、扶養、調整、住居、初任給調整、通勤、特殊勤務、へき地、時間外勤務、宿日直、夜間勤務、休日勤務、管理職、期末、勤勉等の手当が含まれますが、退職手当及び児童手当は除かれます。

給与額の根拠となるのは、決算（確定負担金の場合）に計上されている給与額です。したがって、給与額算定の基本は、決算に計上されている「給与」はすべて網羅し、逆に「給与」として計上されていないものは除きます。負担金報告書の添付資料として決算書を提出していただいているのは、これを確認するためです。

【児童手当の性格 給与費総額の算定について S47.3.1地基経第9号 経理課長通知】

給与の総額を算定するにあたって、児童手当は、正確には給与とは解されない（扶助的性格のもの）ので、地方公共団体の歳出予算に係る「節」の区分のうち「職員手当等」の中に「児童手当」が計上されていても、これは給与費総額から除外すること。

なお、普通地方公共団体の長又は職員が、一部事務組合の長（管理者）又は職員を兼ねている場合（兼務職が議会の議員である場合を除く。）は、それぞれの団体から支給される給与（名称を問わない。）が、それぞれの団体の負担金算定の基礎となります。この場合の職員数の数え方は、一部事務組合兼務職員についても1名と数えます。

3 職員の区分

負担金の算定の基礎となる職員は、地公災法の適用を受ける職員であり、常時勤務に服することを要する地方公務員（特別職及び一般職）及び常勤的非常勤職員となります。

なお、非常勤職員に適用される法令は、船員など特殊な職種の職員に適用されるものを除き、労働者災害補償保険法と地方公務員災害補償法に基づく条例（議会の議員その他非

常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)に大別されます。前者は、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当する事業所に勤務する非常勤職員に適用され、後者は、前者の適用されない事業所に勤務する非常勤職員等に適用されます。

【労働基準法】

別表第1

号別	区 分	業 務 内 容
1	製造・加工業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
2	鉱業	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
3	土木・建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
4	交通業	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
5	貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
6	農林業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
7	畜産・水産業	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8	商業・理容業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
9	金融・広告業	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
10	映画・演劇業	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
11	郵便・通信業	郵便、信書便又は電気通信の事業
12	教育・研究業	教育、研究又は調査の事業
13	保健・衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
14	接客・娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
15	焼却・清掃業	焼却、清掃又はと畜場の事業

4 負担金率

負担金率は、補償額及びその他の実情を考慮して職種区分ごとに地方公務員災害補償基金定款で定められています。負担金率が職種別に定められているのは、職種によって災害発生率及び一部補償額が異なるためです。負担金率は、負担金額、補償実績等を勘案して、基金財政の健全な運営、地方公共団体相等互間の適正な負担の確保等の観点から必要に応じて改定されています。

また、山形県及び山形市については、平成22年度（概算負担金）からメリット制が適用されており、平成29年度の負担金率は以下のとおりとなっています。

メリット制とは「団体の災害防止の努力促進」及び「団体間の負担と給付の格差是正」を目的に、団体間共通であった負担金率を、「各団体等の過去3年間の収支率（給付／負

担)の多寡」により増減させる制度であり、労災では、昭和20年代に事業所単位で導入されています。

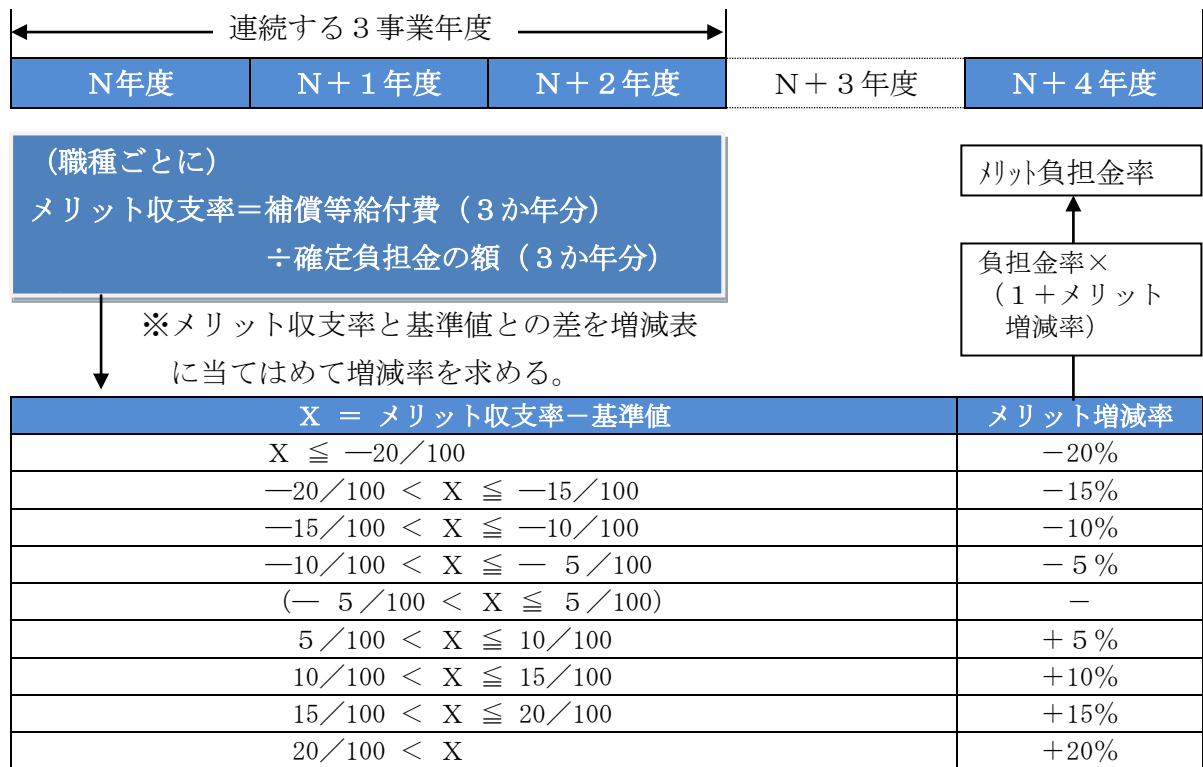
各任命権者においては、給付費が増えるほど負担金額が増加することとなり、公務災害防止に向けた努力が一層求められます。

【職員の範囲及び平成29年度負担金率】

	職員の範囲	負担金率
義務教育 学校職員	公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに義務教育学校職員に特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの	0.90/1000
義務教育学校 職員以外の教 育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	1.16/1000
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	3.16/1000
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに消防団員	2.33/1000
電気・ガス・ 水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業職員道事業に従事する職員	1.95/1000
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	1.86/1000
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	3.43/1000
船員	船員法第1条に規定する船員である職員	3.77/1000
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員	1.09/1000

【メリット制の概要】

適用単位	団体ごと職種ごと	
適用団体	都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区（ただし、「消防職員」については、指定都市、中核市、特例市が構成団体である一部事務組合等まで適用する。）	
適用する職種	義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員、その他の職員	
通勤災害	算定基礎に含める。	
メリット 収支率	給付費	短期分は実給付額、長期分は新規発生分（一時金換算）を算入 ※第三者加害事案に係る求償額は、算定基礎となる給付費から控除する。
	負担金	確定負担金を算入
	算定期間	3年
	メリット収支率の算定	毎年行う。
メリット増減率の幅	① 上・下限：±20% ② 刻み：4段階（5%）	



基準値 (平成29年度)

職員の区分	基準値
義務教育学校職員	0.54
義務教育学校職員以外の教育職員	0.44
警察職員	0.52
消防職員	0.23
電気・ガス・水道事業職員	0.20
清掃事業職員	0.26
その他の職員	0.36

第2 負担金の算定

1 概算負担金の算定

概算負担金とは、前々年度の決算に計上された職員の給与費総額に基づいて算定する負担金であり、地方公共団体等は会計年度の初日から45日以内に概算負担金報告書に添えてその額を基金に納付することとされています。（法施行規則第42条）

支部では、概算負担金報告書の提出及び負担金納付についての通知文書を例年3月上旬頃に各団体に送付しています。

(1) 概算負担金報告書及び概算負担金の提出（納付）期限 毎年5月15日

(2) 提出する書類

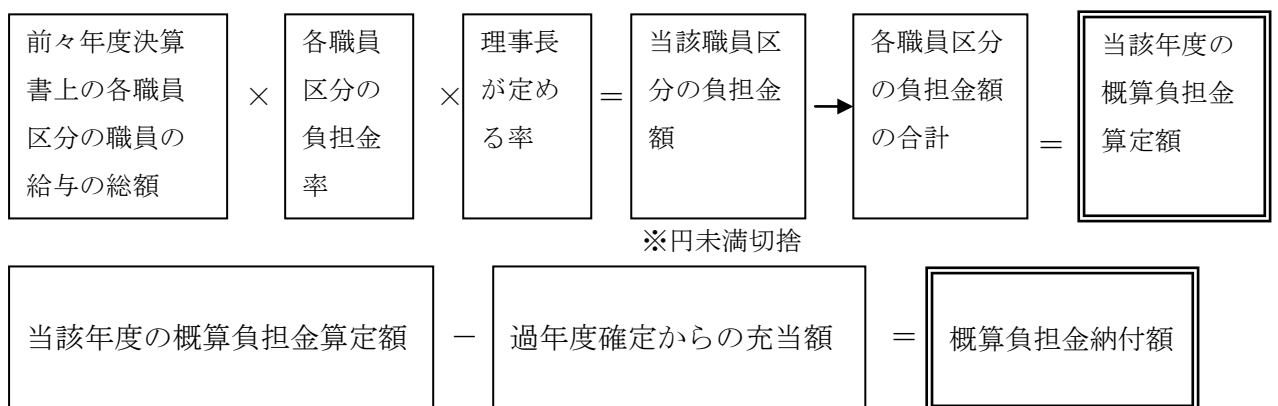
- ア 概算負担金報告書
- イ 概算負担金・給与の総額算定表

(3) 記入上の注意

ア 職員の総数⇒前々年度決算に計上された職員数（前々年度確定負担金で報告した数）

イ 給与の総額⇒前々年度決算に計上された給与の総額（前々年度確定負担金で報告した額）

ウ 負担金額 ⇒ 職員区分ごとに算出し、円未満を切り捨てします。



※過年度確定からの充当額がない場合は、概算負担金算定額が納付額になります。

2 確定負担金の算定

確定負担金とは、当該会計年度決算に計上された職員の給与費総額に基づいて算定する負担金であり、地方公共団体等は会計年度の終了後6カ月以内に確定負担金報告書を基金に提出し、概算負担金との差額を精算することとされています。（法施行規則第46条）

支部では、確定負担金報告書の提出及び負担金納付についての通知文書を翌年8月上旬頃に各団体に送付しています。

(1) 確定負担金報告書及び確定負担金の提出（納付）期限 翌年9月15日

(2) 提出する書類

- ア 確定負担金報告書
- イ 確定負担金・給与の総額算定表
- ウ 決算書

(3) 記入上の注意

ア 職員の総数 ⇒ 年度末（3月31日）現在の職員数を記入します。

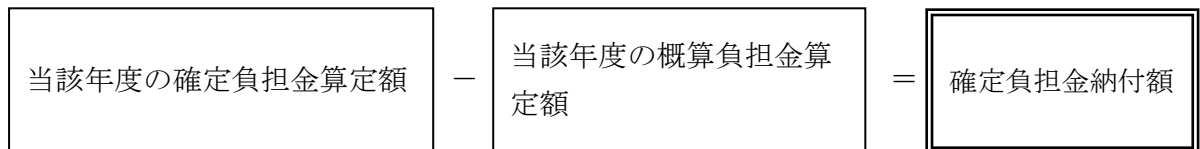
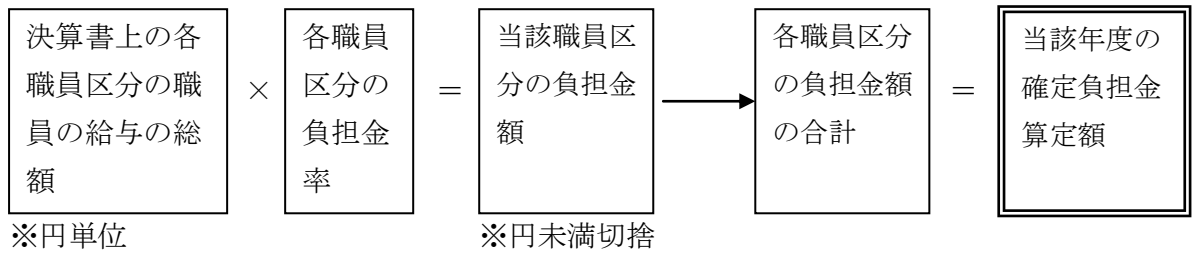
イ 給与の総額 ⇒ 決算に計上された給与の総額で、職種区分ごとに分類・集計します。

ウ 負担金額 ⇒ 職員区分ごとに算出し、円未満を切り捨てします。

(4) 精算

概算負担金の額が確定負担金の額に満たない場合は、その不足額を納入してください。
ただし、不足額が100円未満の場合は、納入する必要はありません。

また、概算負担金が確定負担金の額を超える場合は、その過納額を還付するか又は次年度の概算負担金に充当することができます。



※差引（＝精算）負担金額が可能の場合は、還付又は次年度概算負担金へ充当します。

※差引（＝精算）負担金が100円未満の場合は、納付の必要はありませんが確定負担金報告書の提出は必要です。